

桑名市告示第87号

桑名市避難路沿道建築物耐震対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
令和6年3月22日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市避難路沿道建築物耐震対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

桑名市避難路沿道建築物耐震対策事業費補助金交付要綱（平成30年桑名市告示第105号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、耐震改修促進計画」を「、建築物耐震改修促進計画」に、「都道府県耐震改修促進計画」を「規定に基づく三重県建築物耐震改修促進計画」に、「市町村耐震改修促進計画」を「規定に基づく桑名市建築物耐震改修促進計画」に改める。

第2条第3号中「する耐震改修」の次に「、耐震改修に代えて行う建替え又は除却」を加え、同条第4号中「第5条第3項第2号」の次に「及び同法第6条第3項第1号」を加え、同条第6号中「第7条第2号」の次に「又は同条第3号」を加え、同条第7号中イを削り、ウをイとする。

第3条第1号に次のように加える。

ウ 耐震診断が実施されていないもの又は耐震診断の結果が不明であるもの

第3条第2号に次のように加える。

エ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの

オ アに掲げる補強設計について、建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定に基づく確認を受けたもの（同法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定に基づく確認が不要な場合を除く。）

第3条第3号イ中「なること」の次に「（除却する場合を除く。）」を加え、同号ウ中「あること」の次に「（建替えする場合を除く。）」を加え、同号に次のように加える。

エ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの

オ アに掲げる耐震改修について、建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定に基づく検査済証の交付を受けたもの（同法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定に基づく確認が不要な場合を除く。）

第8条第2項中「2月末日」を「3月末日」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。